

## 防犯パトロールブルーライン会則

### 第1章 総則

第1条（名称）本会は、防犯パトロール ブルーラインと称する。

第2条（目的）本会は、地域ならびに子供たちの安全を見守ることを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 厚木市SOS防犯協定に基づく防犯パトロール実施
2. その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条（会員）本会の会員は、目的に賛同し会費を納入された厚木警察署管内在勤・在住者の個人会員並びに団体会員をもって構成する。

1. 登録は、所定の用紙に必要事項を記入し事務局に提出する。
2. 会員の任期は1年とし、会員証として青色防犯ベストを貸与する。
3. 退会の際には青色防犯ベストを事務局へ返却する。

### 第2章 役員

第5条 本会は次の役員をおくこととする。

- (1) 代表世話人
- (2) 事務局、広報、会計担当世話人3名

第7条 代表世話人は総会において出席者の過半数の賛成をもって選出する。

第8条 世話人は代表世話人の推薦によりこれをきめる。

第9条 代表世話人は本会を代表し会務を統括する。

第10条 役員任期は3年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

第11条（事務局）本会の運営と事務を処理するため事務局を長谷寺内に置く。

### 第3章 会議

第8条（会議）

第11条 会議は総会および世話人会の二つとする。

第12条 総会は議長を選任し議事の進行役とする。

第13条 議長は総会において推薦によりこれを決めることとする。

第14条 総会は毎年1回行うこととし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会において次の事項を報告するとともに承認案件は会員の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 会計報告
- (3) その他

第 1 5 条 総会の議決は出席者の多数決による。可否同数のさいは議長が決定する。

第 1 6 条 世話人会は必要と認めた場合、代表世話人がこれを召集する。

第 1 7 条 会則の変更は総会の議決を経なければならない。

## 第 5 章 会費

第 1 8 条 会員は年会費 ¥ 5 0 0 0 円 を払うものとする。

- ( 1 ) 入退会は随時受け付けるものとする。
- ( 2 ) 中途入会者も 1 年分の年会費を納めるものとする。
- ( 3 ) 中途退会に際しては、年会費の返却は行わないものとする。

## 第六章 会計

第 2 0 条 ( 会計年度 ) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

〈付則〉 本会則は平成 2 3 年 1 0 月 1 日より実施する。  
平成 2 2 年 1 0 月 1 日制定

〈付則〉 本会則は平成 2 4 年 3 月 3 0 日に 1 部改定する。